

「美濃加茂市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について (案)」に関する意見募集結果

1 目的

業務のための「準備」、「片付け」、「再チェック」、「改善のための検討」などの時間を確保し、サービスの質の維持・向上を図ることを目的に、美濃加茂市役所の開庁時間について、変更に向けた取組を進めています。それに合わせて、午前8時30分から午後5時15分までとされている保健センターの開館時間を、午前8時45分から午後4時45分までに変更するための条例改正（案）について皆様のご意見を募集します。

2 実施期間

令和6年7月19日（金）～ 令和6年8月18日（日）

3 周知方法

- (1) 広報みのかも（8月号）に『条例の一部改正について、皆様のご意見を募集します』と題して、パブリックコメントの実施について掲載
- (2) 美濃加茂市ホームページに、『「美濃加茂市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（案）」に関するパブリックコメント（意見募集）の実施について』と題して、パブリックコメントの実施について掲載
- (3) 美濃加茂市健康こども部健康課にて『条例改正案（新旧対象表）』の閲覧を実施

4 意見の提出方法

*意見提出者数 1人

*意見提出件数 1件

5 提出された意見と市の考え方意見内容

意見内容（1）	参考資料の中に、「短縮する時間帯の来庁者は、比較的少ないため住民サービスへの影響は少ないと思われます。」とあるが、来庁者数で言えば約5%であっても、朝や17時以降に利用する住民は、仕事等の都合で、出勤前や退勤後のその時間しか都合が空いていないという人々もいる。その時間しか来庁できない・その時間しか電話できない人々にとっては、時間短縮によって、実質的に行政サービスへのアクセス可能性が大きく損なわれる。単に割合のうち5%と少ないからという理由で、住民への影響が少ないと判断することは誤りである。そのような、出勤前・退勤後のその時間しか来庁できない人々、つまり
---------	---

	今回の開庁時間短縮によって実質的に来庁できなくなる人々がどのくらいいるのか、について、市はデータを把握しておらず、影響がアセスメントできていない。住民サービスへの影響について、より深く検討した上で時間短縮に踏み切るかどうか判断されるべきと考える。 また、住民サービスへの影響や判断経緯などについて、市民への説明が不十分である。市は、2024年6月27日に記者クラブへの説明会を開き、報道機関には情報提供したが、その資料を市民に対しては公開しないという問い合わせ回答であった。また、市議会議員には説明をしたそうだが、市民への情報開示・説明は、市議会で可決され正式決定されるまでは、しないとの回答であった。本来であれば、市民に広く情報を開示し市の検討過程や判断を理解してもらった上で、市民から様々な意見をパブリックコメントや議員に送ってもらって、市民の代表たる議員に市議会で採決してもらう、というのが望ましいはずである。しかしながら、市が実際行っているのは、報道機関に情報提供し、あたかも時間短縮がもう決定されたかのような報道をしてもらい、そして藤井市長は2024年6月28日時点でツイッターで、中日新聞のツイートを引用RTしながら「美濃加茂市役所の開庁時間を短縮します。」と言い切っている。facebookでも、2024年7月4日の投稿で「市役所開庁時間を変更します」と言い切っている。市議会の採決など意に介さず、もう決定ありき、条例改正ありきということであろう。市民の声の軽視、市議会の軽視であり、大変に問題である。以上のように手続き的に問題があるという点で、開庁時間短縮の判断を今回のタイミングで決定することは、望ましくないと考える。
ご意見に対する 市の考え方	市役所の開庁時間の変更と同様、保健センターの開館時間の変更は、業務効率化と市民サービスの維持・向上のための「時間」を確保するための取組です。保健センターの開館時間の変更については、市議会の採決により判断されます。 住民サービスへの影響については、特定の時間にしか来庁できないなど個々のご都合を確認したうえでの算定は困難ではありますが、職員への聞き取りや窓口での受付件数、住民情報システム処理件数、コンビニ交付利用率、職員の時間外勤務集計など、様々なデータ分析を実施しながら総合的に検討いたしました。市民周知については、報道機関を通して開庁（開館）時間変更の取組開始を説明し、結果として、新聞、TV、インターネットにおいて、一定程度の周知ができたものと考えております。また、パブリックコメント募集時にも報道機関に宛てた取組開始についての資料を市民に向けて公開しております。